



年金の納付状況をご確認ください！

～国民年金 任意加入制度のご案内～



▲刈谷市マスコットキャラクター
「かつなりくん」

年金の納付が120月未満の方へ

老齢年金を受け取ることができません！

20歳以降の国民年金・厚生年金・共済年金等の納付期間が120か月に満たない

老齢年金を受給できない

65歳になると受け取ることができる老齢年金ですが、納付期間(保険料免除・納付猶予・学生納付特例期間を含む)が120か月(=10年)に満たない方は年金を受け取ることができません。

年金の納付が120月～480月未満の方へ

老齢年金を満額受給することができません！

- 20歳以降の学生であった期間に、年金未加入期間がある
- 国民年金を納付していない期間がある

満額受給できない

老齢基礎年金は480か月(=40年)を納付すると満額を受け取ることができますが、上記のような期間があると、その期間によって支給額が少なくなる可能性があります。

国民年金は、申出により60歳～65歳未満の最大5年間(納付月数480月まで)国民年金の保険料を納めることで、受給資格期間(120か月)を満たしたり、老齢基礎年金を増やしたりすることができる「任意加入制度」があります。

【対象者】 次のすべての条件を満たす方

- 日本国内に住所がある60歳以上65歳未満の方
- 老齢年金の繰上げ(前倒し)受給を受けていない方
- 20歳以上60歳未満までの保険料の納付が480か月(=40年)未満の方
- 厚生年金保険に加入していない方

年金のことで心配がある方は、まずは国保年金課へお気軽にご相談ください。
※ご相談内容によっては、年金事務所をご案内します。

【お問合せ】刈谷市役所 国保年金課 国民年金係
電話:0566-62-1011
メール: kokunen@city.kariya.lg.jp